

○浦安市開発登録簿閲覧規則

平成26年 3 月 31 日

規則第23号

改正 平成31年 3 月 29 日規則第 7 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第38条第2項の規定により、浦安市開発登録簿（以下「登録簿」という。）の閲覧に関し、必要な事項を定めるものとする。

(閲覧所)

第 2 条 登録簿の閲覧所（以下「閲覧所」という。）は、都市政策部都市計画課とする。

(平31規則 7 ・ 一部改正)

(閲覧手続)

第 3 条 登録簿を閲覧しようとする者は、閲覧所に備え付けてある浦安市開発登録簿閲覧簿（別記第 1 号様式）に所定の事項を記入しなければならない。

(閲覧日及び閲覧時間)

第 4 条 閲覧日及び閲覧時間は、次に定めるところによる。

(1) 閲覧日 次に掲げる日以外の日

ア 日曜日及び土曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

ウ 12月29日から翌年の 1 月 3 日までの日

(2) 閲覧時間 午前 8 時30分から午後 5 時まで

2 市長は、前項の規定にかかわらず、登録簿の整理その他の理由により登録簿を閲覧させないことができる。この場合においては、あらかじめ、その旨を閲覧所に掲示するものとする。

(登録簿の移動の禁止)

第 5 条 閲覧者は、登録簿を閲覧所以外の場所に移動させてはならない。

(閲覧の拒否)

第 6 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者の閲覧を拒否し、又は中止させることができる。

- (1) この規則の規定に違反し、又は係員の指示に従わない者
- (2) 登録簿を汚損し、若しくは毀損し、又はそのおそれがあると認められる者
- (3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者
(登録簿の写しの請求)

第7条 登録簿の写しの交付を受けようとする者は、開発登録簿写し交付請求書（別記第2号様式）を市長に提出しなければならない。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日規則第7号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

第2号様式（第7条）

開発登録簿写し交付請求書				
				年 月 日
浦安市長 様				
請求者 住所				
氏名				
〔法人等の団体にあつては、 団体の名称、所在地及び代表者名〕				
開発登録簿の写しの交付を受けたいので、都市計画法第47条第5項の規定により、次のとおり請求します。				
開発許可の概要	1	開発許可を受けた者の住所及び氏名		
	2	開発許可の日付け及び番号記号・番号	年 月 日	第 号
	3	開発区域に含まれる地域の名称		
4		写しの部数		
5		写しの交付請求の理由		
※ 処 理 欄	交付年月日	年 月 日	取 扱 者	
	交付番号			

備考 ※印のある欄は、記入しないでください。